

平成27年第3回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

平成27年9月9日（水曜日）午後1時04分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 杉浦あきら君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 酒向弘康君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 水野千代子君
16番 浅井武光君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	大竹広行君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	山本茂樹君
健康福祉部長	大澤正君	環境経済部長	清水宏君
建設部長	近藤学君	教育部長	小野浩史君
消防長	壁谷弘志君	企業立地監	志賀幸弘君
企画部次長兼 企画政策課長	林敏幸君	総務部次長兼 税務課長	平松寛昭君
健康福祉部次長兼 福祉課長	山下明美君	環境経済部次長兼 水道課長	伊澤正美君
建設部次長兼 区画整理課長	伊澤勝一君	教育部次長兼 学校教育課長	羽根淵闘志君
消防次長兼 消防署長	本田稔君	会計管理者兼 出納室長	牧野洋司君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 桐戸博康君

○議長（浅井武光君） 皆さん、こんにちは。

御審議、御苦勞さまであります。

ここで報告をいたします。台風18号の影響により、ただいま本町に大雨土砂災害警報が発令されております。これに合わせて本日5時33分に幸田町災害対策本部が設置され、対応、対処されているところであります。したがって、本会議場において、理事者は防災服で出席をしておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

ここで、お諮りをいたします。

昨日に引き続き、議場内において、企画政策課職員が議会だより用の写真撮影を行います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(浅井武光君) 御異議なしと認めます。

よって、議場内での写真撮影を許可することに決定いたしました。写真撮影は質問者を随時撮りますので、よろしく願いいたします。

ここで総務部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

[総務部長 山本富雄君 登壇]

○総務部長(山本富雄君) 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

台風18号について状況報告をさせていただきます。

参考に降雨状況記録表をお手元に配付いたしましたのでごらんください。

台風18号の接近により、本日5時33分、幸田町に大雨土砂災害暴風警報が発令され、同時刻に災害対策本部を設置いたしました。暴風警報につきましては10時30分に解除されましたが、大雨土砂災害警報につきましては継続されております。昨日の朝から本日のお昼12時までの総雨量は140ミリを記録しており、地盤が緩み、土砂災害の危険性もあるため十分注意が必要な状況であります。

台風は10時過ぎに知多半島に上陸し、12時現在、気象庁の発表では台風的位置は岐阜市付近、中心気圧は994ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は毎秒20メートル、時速25キロの速さで北北西に移動しております。

現時点での主な被害の状況はまだ未確認ではありますが、六栗字竹ノ下地内で床下浸水4件の被害の可能性があります。また、野場を中心に700戸の停電が発生し、中部電力が復旧中でございます。その他の被害につきましては調査中であり、確認できておりませんが、最終的な被害報告は後日させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

[総務部長 山本富雄君 降壇]

○議長(浅井武光君) ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 1時04分

○議長(浅井武光君) 本日、説明のため出席を求めた理事者は20名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第 1

○議長（浅井武光君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 120 条の規定により、本日の会議録署名議員を、2 番 伊與田伸吾君、3 番 稲吉照夫君の御兩名を指名いたします。



日程第 2

○議長（浅井武光君） 日程第 2、一般質問を行います。

会議規則第 55 条及び第 56 条の規定により、質問時間は 1 人 30 分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も 30 分以内とします。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭に質問し、内容は通告の範囲をこえないようお願いをいたします。

それでは、昨日に引き続き、通告順に従い質問を許します。

3 番、稲吉照夫君の質問を許します。

3 番、稲吉君。

○3 番（稲吉照夫君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い質問させていただきます。

幸田駅周辺の開発構想についてお伺いしていきたいと思います。幸田駅周辺の開発について、住民目線、住民感覚でお尋ねしていきたいと思います。

幸田駅は、幸田町の玄関とっております。名古屋から豊橋方面に向かってきますと、最初に緑豊かな山が間近に見え、その内側に田畑が広がる自然豊かな中に小さくまとまった町並みがあるのが幸田町の特徴だと思っております。幸田駅におり立ちますと、駅前の家並みの奥に遠望峰山を望む景色こそまさしく幸田に着いたんだなという思いがするわけでございます。その幸田町にはデンソー幸田製作所を初め多くの企業が集まり、ものづくりの町として発展し続けていることは間違いないことと受けとめております。これは幸田町長を初め諸先輩方の御尽力のたまものと深く感謝申し上げます。しかしながら、幸田駅前区画整理事業が始まって 9 年が経過しておりますが、まだまだどんな町並みができ上がるのか、どんな計画がされているのか見えてないことが残念でなりません。そこで、形として見えてこない駅前開発事業ですが、予定どおり進んでいるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、御質問の幸田駅前土地区画整理事業は平成 18 年度から 30 年度までの 12 年間の計画で、面積 2.9 ヘクタール、総事業費 43.1 億円ということで、当初の地権者は 52 名で、土地区画整理法の第 3 条第 4 項に基づく公共施行、いわゆる町施行にて公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図る基盤整備事業として実施しているところでございます。26 年度末の進捗状況、進捗率は、事業費ベースでございすけれども約 30 億円、70.1% ということでございます。また、建物移転は 79 軒のうち 70 軒、88.6% で残り 9 軒という状況になっております。特に建物移転補償費につきましては全体で 29.2 億円のうち、今現在 23.7 億円、81.1% の

建物移転補償の実施率ということでございます。なお、築造費が全体で4.8億円のうちまだ10%程度の進捗ということで、これから本格的に電線地中化も含めて街路整備事業を進めていくということでございます。当初の予定からしますと、国の補助金の関係で3年間ほど事業年度の延長をしてございますけれども、土地区画整理事業としてはおおむね予定どおり進んでいるというような状況でございます。

○議長（浅井武光君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） 30億円投じて70%ぐらいの進捗状況ということでございましたが、それはあくまでも机上的な考えで、私どもが町で生活しておりますと、外観的には予定どおり進んでないのではないかなというふうにしか感じられません。しかし、今お話がありました電線の地中化を初めとする街路整備という話がありました。この電線地中化はどの程度、区画整理区域全体になされるのかどうかお聞きします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、電線地中化の関係の御質問でございますけれども、今は区画整理の2.9ヘクタールの地区内の県道ですね、県道が2本ございますけれども、芦谷蒲郡線と芦谷高力線の2本についての歩道部分に電線の地中化をしてケーブルを入れていこうというふうな計画になってございます。

○議長（浅井武光君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） 電線の地中化というのは私も町並みを考えると非常にいいなというように感じます。先日も平泉に研修に行った際に平泉の町並みを見ました。とてもすっきりとしてすごくきれいな町並みだなという思いがいたしました。ただ、今お話を聞き、県道のわずかな間だけしかないということでちょっと寂しい気はいたしますが、それでもちょっとは進んでいくのかなという思いがします。期待をしたいと思います。

その中で、平成23年3月に幸田駅前景観まちづくりルールが発行されています。その内容といたしますと、幸田町の玄関である幸田駅前にふさわしい美しい町をつくりましょう、遠望峰山に抱かれた緑豊かで潤いのある町をつくりましょう、生活環境に配慮し周辺の家々と調和した建物をつくりましょうと、地区にお住まいの方々の皆さんがワークショップやアンケート調査、意見交換等を行い作成されたとなっております。これは法的な拘束力のない任意で配慮してくださいということになってはいますが、この中で幸田駅前にふさわしいまちづくりをしましょうとありますが、そのふさわしい町とはどんなものを描いているのかお聞かせください。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 先ほどの電線地中化につきましては、芦谷蒲郡線の区画整理区域外についても何とかできないかということで現在検討はしている状況でございます。

今、御質問の幸田駅前の景観のまちづくりルールのことがございましたので、これにつきましては土地区画整理事業による建物移転補償を受けて建てかえをされる場合に、ばらばらな町並みとか、潤いのない駅前にふさわしくない建物を再建されてしまうと、商店と生活空間の調和がなく全体的な幸田駅前としての魅力が失われてしまうということから任意の景観ルールとして、幸田駅前土地区画整理推進委員会で定めたというものでございます。この幸田駅前は昭和50年代からいろいろな地域の住民の方々と勉強会

を重ねてきたわけですが、今回の土地区画整理事業による建物移転が本格化したことに伴い、平成23年にワークショップやアンケート、意見交換により作成されたということでもあります。ふさわしいという中ではありますが、幸田駅前の魅力として駅前から遠望峰山を代表とする山並みが見え、また緑あふれる潤いのある町、また商店や地域居住者とまた駅の利用者と利便性の向上を図るということで、質の高いまちづくりを目指すということが掲げられているところでございます。

なお、このまちづくりにつきましてはハード事業とソフト事業の二面性がございまして、ハード事業としては道路などの公共施設の整備を進めて、今現在順調に進んでいるわけですが、ソフト事業としてのルール、規制誘導とかこういった部分についての町並みについては民間の建物計画がどのように進んでくるかによってその進捗とか、駅前にふさわしい町並みができ上がってくるかというのは大きく左右されるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（浅井武光君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） まちづくりの景観を考えてというお話ですが、平成23年度に私は区長を務めさせていただいたのですが、そのときにお聞きした内容は一面に9階建てのビルができて、その1階がテナントで、その上の2階から9階までは入居されるということで入居者も24戸という計画で、平成27年度に完成予定という説明がありました。しかしながら、今のまちづくりルールの中でうたわれている建物の形態を見てみますと、建物の形態は屋根は勾配とするよう努めます、壁面の色彩についても原色の使用はさけ落ちついた色調にするよう努めますなど細かい約束事があるわけですが、その建物の高さについては、建物の高さはできるだけ4階建て以下としとあります。これはその当時の計画と矛盾があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、この区画整理事業の区域2.9ヘクタールを対象としてこのまちづくりルールを定めているわけですが、この中で県道沿いの幹線道路の沿道区域と、町道沿いの生活道路沿道区域に区域を分けてございます。生活道路、沿道沿いについては道路幅も狭く、建物もできるだけ4階建て以下に。また、これより高くする場合には、道路からできるだけセットバックしてほしいというふうなルールに努めていただくというようなことになっています。一方、幹線道路沿い、県道沿いということについては幅員が16から20メートルという形で広くゆとりがあるため、建物の高さも高くして景観を損なわないというふうなものでございます。このように道路の幅員と道路に面する建物やその土地利用については密接に関係しているものでございますので、そのような区分けによって誘導してルールづくりをしているものでございます。

なお、当初にございました9階建てとかこういった部分の計画につきましては、やはり先ほど答弁をさせていただいたように、民間の建物の形状、こういったものの進捗度合いによって変わってくるということで大変難しい状況にあるということでお答えさせていただきます。

○議長（浅井武光君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） 結果的に、私は9階建てのビルができなくてよかったなと思っております。先ほどの景観まちづくりルールにありましたように、やっぱり幸田駅をおりて遠望峰山が見えなくなってしまう、ちょっと半分欠けてしまうような景色というのはいかがなものかなと思っておりましたので、結果としてよかったかなというふうに感じております。

平成18年から30年まで13年にわたる事業ということで、資金も43億強投入して行われるわけですが、一つの疑問として駅前整備事業が完了した暁にはこんな町になりますよというような表示が私は欲しいなと、そんなように思います。これだけの大きな事業ですので期間もかかります、お金もかかります。そうしますと、住民の皆さんは非常に期待するわけです。それで、町を歩いて何も表示がないとすると、どうなっちゃうのかなという疑問を持つわけです。ですから、なぜ工事のどこかに表示板がないのかなということと、やはり少し過ぎた時点でもこういった計画でこんな町になりますよという表示が欲しいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 幸田駅前の土地区画整理事業は先ほど申し上げましたように、都市の基盤の整備とあわせて街区の再編とか、低・未利用地の集約を行って土地の有効利用を図るということをするとともに、安全で安心で快適な活力ある駅前中心市街地への再構築を図るものとして取り組んでいるものでございます。そのため通常の区画整理事業とは異なって、事業着手当初から、こうた夢まち舞台と言っておりますけれども、任意の取り組みを進めて共同利用街区の設定でA地区の商業集積区域とB地区の高度利用地区を分けて、それぞれのイメージを看板ではなくパンフレットにて示させていただいているということで今日に至っております。この事業は、県立組織が主体となって出資により建物の計画、建設、運営するというものですから、さまざまな課題もありイメージどおりなかなかでき上がるということは限らず、誘導する町側としてもなかなか事業主体の開発動向が最も重要となるというようなことで鋭意努力している状況であります。

一方、看板と申しますと、土地区画整理事業である幸田町としましては、土地区画する事業の啓発看板として幸田駅前広場の北側の駐車場がございましてけれども、その線路側に20年ほど前からになりますけれども区画整理事業の啓発看板を、中身は塗りかえながら掲示しているということでございます。具体の共同利用としての計画看板というのは、町としては考えていないという状況でございます。今後、共同化が進められる中で事業者がその看板の設置をしたり、PRをしていくということになりますので、早期看板の設置ができるような段階に来れるように声かけ、または誘導支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（浅井武光君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） 今回のスタート時点から鑑みまして、民間に委託する部分もかなりあるということで、その辺は意思の疎通が十分図られてスタートしたのかなということちょっと疑問が残ります。

ここで、4街区、駅前の中の更地になっているところについてのことをお聞きしたいと思いますが、4街区と呼ばれている一番南は西尾信用金庫の移転が決まっていると聞きました。一つでもそういった形で、形が見えるというのは非常にいいことだと思っております。それ以外の駅前の土地ですね、更地の部分がまだ調整中となっております。そこで、隣の駅前銀座は最近活気をおびているというふうには私は非常に感じますが、駅前銀座の北側に当初なかった駐車場ができ、そして利用しやすい環境が整ったためだと私は見ております。そして、今現在は毎月15日ですか、マルシェが開かれて、また最近雑貨市も月1回開かれるようになって多くの集客になっていると思います。この中でも特にマルシェについては、幸田町外からもそれを楽しみに電車に乗ってみえる方がいると聞きます。これは非常に集客としてこのマルシェの企画というのは、駅前銀座の中において非常に良かったことだろうと私も評価したいと思っております。

しかし、駅前銀座で行われているマルシェとか雑貨市、そして昔あった5日、10日の市ですね、そういったものを今の更地の部分に多目的広場として活用するのはいかがでしょうかという提案をしたいと思うんです。駅前が狭くて送迎のスペースも狭く、駅前ロータリーの改善の検討されていると思いますが、駅と道路で狭まったところ、広々とした余裕のないところですので、何とかその辺の今のあいた土地を有効に使うという意味で駅前のゆとりのある場所として多目的広場としても使えるように、この土地を駅前事業の区画整理事業の威信をかけて行うとして買収してはどうかと。そして、自由に町が企画するという提案をさせてもらいたいと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、御質問いただいた駅前銀座のほうのAブロックにつきましては、1,310平方メートルで25年6月29日にグラウンドオープンして、マルシェなどをとり行っているというような状況でございますが、このBブロックですね、更地となっているところにつきましては、現在町として地権者の方の意向を把握しながら、情報交換を行いながら、土地活用としてのアドバイスをさせていただきながら進めているところでございます。今、御提案のこの更地となったBブロックのところにつきましては町で購入ができないかというふうな御提案だと思っておりますけれども、ここについては事業展開を行ったり、イベントをここで利用して行うというような形のための用地取得というものは考えておりません。実際には幸田町として線路側ですね、駅側に7街区という街区がございます。公園も含めた計画がある街区がございます。ここに町有地で、公園が1,000平方メートル、今駐輪場となっておりますけれども、ここが2,724平方メートルといった、これは全て町有地ということでございますので、こういった駐輪場の再検討も含めてこれら行政としては利用しながら今の更地のところを買い取るのではなく、今の町が取得しているこの土地をうまく活用していくというふうなことで考えている状況でございます。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） ただいま、五十の市につきましてのお言葉をいただきましたので、御承知かとは思いますが、現在の状況について少し御説明を申し上げます。

五十の市は幸田町では古くから開催しておったところでございますけれども、最近で

は一、二軒というような商店数となっております。そこで、駅前商店主が4名の方がありますが、生産者のPRと駅前のにぎわいをふやすことを目的に新たな朝市、幸田朝市を企画いたしました。幸田駅前銀座の隣接地で昨年でございますが実験的に開催をされました。開催に当たっては、駅前銀座主催のマルシェと同日に開催をされているわけでしたが、生鮮食料品はほぼ完売になるなどで大変好評ではございましたが、場所ですとかスタッフ配置の課題から現在は開催をされていない状況でございます。幸田朝市の今後の課題といたしましては、既存店舗からの出店者をふやすとともに朝市会場を起点に駅前商店街を回遊できるようなことが必要ではないかという主催者からの報告を受けております。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） 買収は無理としても、いずれにしても何か発想の転換をして、駅前を早く何とか形を見せてほしいという思いがいたします。それで、今は駅前商店街のほうにこれで話移っていくのですが、駅前整備事業は当初錦田のほうまで計画されていたと聞きました。その後、景気状況の悪化に伴い縮小されていって、今現在の駅前区画整理事業というふうになったと思いますが、駅前商店街には駐車場のスペースも少なく、歩道もなく、安心して買い物のできる状態ではないと思います。そうした中で、今芦谷蒲郡線の拡幅工事も決まり交通事情だけはよくなっていく。そして、人の流れや車の流れも幸田の駅前に向かってどんどん来れるような背景にはなってくるわけですが、商店街自体もシャッター化してきて駅前の発展があるのかなということが心配でなりません。先ほども言ったマルシェのような集客力のあるものでお客さんたちを幸田の商店街に向けて引っ張るためには、いろいろなイベントや商店の共同事業などを推進していく、行政は商業拠点を支援すると言っておりますが、この商業拠点を支援というのはどういう中身のものか教えてください。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 行政としての支援の基本的な考え方でございますが、まず今現在行われているものといたしましては、夏の一大イベントであります商工会が開催をいたしております幸田彦左まつりのほか、先ほどお言葉が出ましたように駅前銀座がマルシェを毎月15日に開催をしてみえます。いずれも多くの方でにぎわっている状況でございます。今後、イベントの開催は商店主らが主体となって積極的に開催されることを期待をしておりますが、町としての支援策として幸田町産業活性化支援事業補助金、商工観光業活性化プロジェクト支援事業として幸田駅前商店街空き店舗活用事業や産業活性化イベント事業に支援をしております。町としては幸田駅前土地区画整理事業の進展に合わせ、商工会や意欲のある駅前商店主、新規出店者及び他の団体とも連携し、駅前商店街の再生・活性化に努めてまいりたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 3番稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） いずれにしても、今のシャッター化しつつあるところをとにかく商店街を早くにぎわわせていただき、再生できるとうれしいと思っております。

それで、次に、駅の西側のことについてちょっとお聞きしたいと思っておりますが、今幸田

駅に自由通路を設けることが検討されております。この自由通路は幸田側を越えて駐車場まで伸ばすという計画と聞いております。そうすると、六栗、野場地区の方々にとっても便利になると思います。駅舎を挟んで東西の行き来が活発になり、駅西の土地利用に関しては工業用とされていますが、あえて提案させていただきます。先ほどもありました商店街の活性化、各種イベントということがありました。新しいまちづくりには例えば体育館あるいは美術館など、そういった集客できる目玉になる施設が私はある面で必要だと考えております。JRを利用する人たちをふやすことによって小銭を落とすだけという形をつくるのが、商店街の発展、まちづくりと考えます。また、六栗の区画整理事業により家が建ち始めております。駅までの距離を考えますと、自転車、徒歩が主になると思います。芦谷毛倉地区においては仲田、アンダーバスからの幸田側にかかる倉添橋の間は交通危険地域と思っています。そういったことで駅までの歩道、自転車道の確保とともに工業用地としてではなく商業地域としての必要も考えてほしいという気がいたします。駅に近いことありますから、幸田町はもちろんのこと町外以外の市町からも集客できる可能な地域として、駅西地区に最適と私は考えております。駅西地区の開発に関して構想は転換できないのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 駅西地区の話でございますけれども、それと六栗の区画整理ですね。これにつきましては、面積が9.2ヘクタールで進めております。そういった中で、この区画整理は鉄道や広田川、河川で分断されている地域ということで豊坂地区の活性化を主体に取り組んでいるものですが、幸田駅に近いということ、そういった面では徒歩、自転車でのアクセスとしても確保を考えていけたらということでございます。そこで、幸田町では緑の基本計画というのを平成22年から平成42年までの計画を持っておりますけれども、その中の水と緑のネットワークの配置計画として広田川沿いのネットワークとして位置づけながら、自然環境豊かで利便性のある道のりを考えているという状況でございます。それに合わせて何とかルートを考えていきたいと思っております。今、御提案の駅西地区の開発を発想の転換はできないかということでございますけれども、現在市街化調整区域ということございまして大変改装の難しい地区となっております。新たな市街化区域とかそういった面での開発にはなかなか難しい状況ではございますが、その利用計画によって検討していきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） 今後、今すぐは転換は無理だということでございます。今後の企業誘致の動向を見て、やはりどんどん時代は変わっていきますので、柔軟な姿勢でまたどこかで可能であれば考えて検討を願いたいと思います。

駅周辺の開発は非常に長い時間を要することはわかります。駅前整備事業はあと3年半ありますが、駅前ロータリー自由通路の計画が進められている状況下において、完成を見据えた新たな開発の検討を願いたい。それが現在行われている駅前整備事業と駅西地区の活性化を考えたそれぞれの開発をお願いしたいと思います。駅前と駅西地区の集客ができる新たな開発の考えはございますでしょうか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 先ほどの御質問の答弁の続きになってしまいますけれども、幸田の駅西につきましては都市計画マスタープランというのも位置づけがございまして、ここでは拡大工業地区として工業・物流機能ということで、または複合的な産業機能を保つ拠点形成を図るといような位置づけが、この都市計画マスタープランで平成22年から42年の計画で掲げております。特に駅に近いということから、人の流れが集まる施設として幅広い土地利用は考える余地はあるかと思えます。幸田駅とこのような拠点施設を結ぶ動線計画は今回の今御質問いただきました幸田駅前広場等基本計画策定における発展性を期待でき、幸田駅前の活性化に相乗効果を望めるのではないかというふうなことを考えているところでございます。幸田町の中心区画となる幸田駅とその周辺ということで、総合的な開発を視野に入れながら検討を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） なかなか難しいというお話でございまして、時間がたてばまた状況はどんどん変化していきます。その変化に応じた柔軟性のある姿勢で臨んでいただきたいと思えます。また、今の幸田駅前区画整理事業も一日も早く形の見えるものを期待しますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

次に話題をかえていきたいと思えます。きょうも台風の影響で山にかなり雨が降ってということで、山の中の土砂崩れ等の心配をされるわけですが、最近緑豊かな山の変化を感じます。緑の中に茶色、要するに枯れた木も出てきますし、それにつる草だとか竹の葉が激しく山の手入れは行き届いていないのかなと感じます。山に囲まれた幸田町において、景観上あるいはレクリエーション機能の面においても山は重要な役割を持っていると思えます。そこで、山を守るために林道の整備がどのように行われているかお聞きします。最近の開発、改良整備状況はどのようになっていますかをお聞きします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 林道整備の目的は森林経営の効率化ですとか、それにかかわる産業育成が図られるとともに適正な森林の整備、維持・管理により、森林の持つ多様な機能が持続的かつ高度に発揮されるということでございます。しかしながら、残念ながら本町には林業を営む事業者はいなくなってしまったというような状況であります。そのような中ではございますが、町内には京ヶ峰線を初め24路線、総延長3万513メートルの林道がございまして、このうち一之小屋線、久保田地内でございまして、など4路線につきましてはまだ未開設部分が計2,571メートルでございます。現在、愛知県から小規模林業事業補助金を受けまして、一之小屋線の開設工事を進めるとともに、必要に応じ修繕工事を行っているという状況でございます。林道の草刈り等の維持管理につきましては8行政区、坂崎、長嶺、久保田、大草、荻、市場、野場、須美区と芦谷林道組合に委託しているような状況でございます。

○議長（浅井武光君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） それぞれ林業がなくなったために細々とという感じが伺えるわけですが、最近の気象の変化、特に集中豪雨が多く発生するよう見受けられます。降った雨は、やはり山に水を蓄えて地下水として少しづつ流し、こういった田畑を潤したり、

水害を少しでも防ぐ減災にする能力があると思うのですが。また、実はよその県ですね、和歌山でしたかね、どこかで漁師さんが毎年定期的に山の手入れに行くというニュースを見たことがあります。これは聞いてみますと、山を大切にすることによって、山から出てくる水が田畑を潤し、また海においてきて海の肥えにもなるという発想だというふうに伺っております。そういう周りの農地も潤す、最終的に流れ込む、そういう山の環境を守ることが大切と考えます。どのようにして草を刈ったり、山の木の手入れをするのか、どのように山を守るお考えかお聞かせください。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 昭和39年に制定をされました林業基本計画が、平成13年に森林・林業基本法に改正をされました。その基本理念で林業の持続的かつ健全な発展と合わせ、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって森林を適正に整備保全していくことが求められております。

森林の保有する多面的機能といたしましては、議員がおっしゃったとおり水の浄化や洪水、濁水を緩和する水源涵養ですとか、雨水による土砂の崩壊等を防ぐ災害防止、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止といった環境保全、さまざまな野生生物や植物をつなぐ生物多様性保全などがあります。その他、人々に安らぎや豊かさ、恵みを与えてくれるような機能も持っているということでございます。

しかし、昨今では所有者の高齢化や遠距離化、また無関心化による維持管理が非常に不十分となり放置されるということで樹木が生い茂り、枯損木などの発生が目立つようになっております。

そこで、本町では平成25年度より、愛知県のあいち森と緑づくり事業の補助を受けまして、身近な里山林整備事業を実施して、手入れがされていな里山林の枯損木や不要木の抜き取り作業等、健全化に向けた整備を野場地区と深溝地区で実施しております。

また、大草区の共有林管理組合では、組合員の技術向上のため独自で愛知県森林協会に講師を依頼いたしまして、枝打間伐講習会を開催しております。今後も県の事業を効果的に活用しながら、森林保全の地域活動を支援してまいりたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） 里山等また新しい形で少しずつでもいい山ができるといいなど、開発をお願いしたいと思いますが。現在、山の手入れにどれだけ時間を費やしても経済的に潤うことがないようです。また、そのためにおろそかになってしまう、あるいはやらないといけないけれども今度暇ができれば手入れしようぐらいなのが現状ではないかと思われま。

それで、地区的なこと申しわけないですが、芦谷地区には林道組合があります。それで、地主さんの数は160名見えるわけですが、町外の方が104名ということで。なおかつ、それで手入れの作業ができる方も高齢化してきて、山の手入れが一つ今は難しい状況になってきております。そこで、山に入りやすく、また作業できる環境を整えるために町林道が2本ありますが、そこから枝道で私道の私有林道が現在つくられておるわけですが、先ほどお話をしたように160名の中の104名が町外ということで、現在の地主さんがずっと持っていてくれればいいですけども、地主さんがたまたま売

買等で手放し、かわった方が来ると、その林道は俺の土地だから通さんとかいうような問題が出てしまう可能性もあるということで、とにかく山の手入れに気軽に行けるということで今の私道として使っている林道を、町の林道として買い上げていただくお考えはございませんか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 先ほど申し上げましたとおり、やはり町内におきましては相続ですとか売買により遠隔地の所有者がふえてるということは存じております。ただ、林道の整備につきましては、林野庁が定めております林道規定や林道技術基準に基づきましてつくっているということもございます。また、山林は分筆や所有権移転、いわゆる林道築造のための分筆、所有権移転が協会さんの関係で難しいような状況にありますし、また進入道は個人の財産としての保護が第一であるというふうに考えているところから、既存の私有道を町で買収し整備・管理することは困難であると考えております。町としては、幹線林道の整備を進めていく中で、地域とともに森林の保全に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） いずれにしても、幸田町の私はシンボルは美しい山だなというふうに思っております。きょうのように台風があると崖崩れ等、道路がふさがれてしまう、林道が使えなくなってしまう、そうした場合の行政としての協力はいただけるものでしょうか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 例えば京ヶ峰線でございますが、これは健康の道として幸田町としても整備をさせていただいております。そのように林道あるいは京ヶ峰線でございますけれども、常に災害等が起きた場合には、本日もそうなんですけれども全線見回っておりますし、その維持管理につきましては積極的に取り組んでまいりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） ありがとうございます。とにかく自然豊かな町である幸田町を守っていただきたいと思っております。そういった意味で山を守る、美しい山を確保するということに対する協力、支援をお願いして、質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（浅井武光君） 3番、稲吉照夫君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時49分

---

再開 午後 1時59分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、志賀恒男君の質問を許します。

6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 議長のお許しをいただきましたので、通告をした順に従いまして、

質問をしてみたいです。

最初の質問は、なめらかなまちづくりについてであります。幸田町総合戦略策定のスローガンとして、「幸田町の体力（産業力）増強と魅力発信により、第3子が安心して住めるなめらかなまちづくり」とするという報告がありました。今年5月の総務教育委員協議会でのことでもあります。この「なめらかなまちづくり」という私どもにとって聞きなれない言葉に興味を抱いた人は多いと思います。「なめらかなまちづくり」の具体的な内容について、最初に質問をしてみたいと思います。なぜ、「なめらかなまちづくり」という言葉を使って、総合戦略のスローガンの中にこの言葉を入れられたのか。その理由と伺いますか、背景、経緯について最初にお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） ただいま、議員から「なめらかなまちづくり」において御質問をいただきました。この理由と背景、経緯にございましては、昨年度幸田町と協定を結んでおります名古屋大学未来社会創造機構社会イノベーションデザイン学センターが町内において「街づくりミニプロジェクト」として、町民の御参加によるワークショップが行われました。その中でさまざまなコミュニティ、例えば若者と高齢者、農家と会社員、地元住民と新興住宅住民などのつながりに若干欠ける面があることがわかり、従来余り接点がなかったこれらのコミュニティをなめらかなにつなぐことで、相互に多様なメリットが生まれるのではないかとすることを提案されました。

このなめらかなにつなぐとは2つございまして、イメージが、一つはワークライフバランス。これは仕事と生活の調和。そして、もう一つが、サードプレイス。自宅と職場の中間の場所。この2つをイメージしているものでございます。それで、幸田町総合戦略では人口増加の維持と地域活性化を実現するために、幸田町の体力の増進、魅力の発信、そして第3子が安心して産めるなめらかなまちづくりを策定方針としており、さまざまな地域課題等の解消に期待できるなめらかなまち（場所や仕組み）をつくることとしております。特に第3子が安心して産める環境は、子育て支援による直接的なものだけではなく、地域で子育てを支える取り組みなどが必要なため、これを実現化する仕組みとして「なめらかなまちづくり」というものに取り組むということにいたしました経緯でございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 名古屋大学とのワークショップということで、その中で決めてきたというようなお話、経緯が説明され理解はできましたが、そのほかのスローガンについても検討されたのかどうかについてお尋ねをいたします。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） ただいまのお尋ねでございますが、本年4月28日に開催されました幸田町総合戦略推進委員会においては、ほかのスローガンのテーマの提案はなく、全員一致でこのスローガンを承認し提案をされたということでございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） なめらかなまちということで、そのほかのものについてはなかったということでございます。この「なめらかなまちづくり」というのは、名古屋大学の田

畑准教授、この方が使ってみえます。「なめらかなまち」というのを英語で説明した言葉をパンフレットを通じて読みますと、その意味がわかってまいります。そのパンフレットには英語ではこのように書かれております。「Making a new place to connect communities smoothly that have been devided so far」というふうになっております。直訳をいたしますと、「現在分断されている共同社会、コミュニティをなめらかにつなぎ、新しい場所をつくる」という意味であります。また畑准教授が取り組んでみえる「街づくりミニプロジェクト」の目指す姿として、仕事と生活、コミュニティとコミュニティ、学問分野と学問分野、これまで分断されていたものをなめらかにつなぐ場所をデザインすることで幸福感を伴う新しい価値の創出を目指すというふうに述べてみえます。

私は、なぜこのような分断が生じており、なめらかにつなぐことが学問になるのかということを考えてみました。その結論の一つが、国の行政の縦割りがいろいろな分野で分断を引き起こしているのではないかということであります。伊藤議員は、前々から市街地の下水道と調整区域の農業集落排水を接続して効率化を図るべきだというふうに言ってみえます。私もそのとおりだと思います。しかしながら、国土交通省所管の下水道と農林水産省所管の農業集落排水事業が、所管が違うことによって一体化できず分断されているということの典型的な例だというふうに思います。そして、その行政の縦割りの弊害としての分断というものが幸田町にも及んでいるなというふうに思います。そこで、「なめらかなまちづくり」の見える化という視点で具体的な事例を取り上げて、質問をしてみたいと思います。

幸田中央公園の中にツツジ会館という名称の施設があります。まず最初に、この施設の目的と所管はどの部署になるのかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 先ほどの集落排水と公共下水道につきましての統合につきましても取り組んでいるという状況でございますが、今御質問の中央公園にあるツツジ会館の関係でございますけれども、まずこの中央公園につきましては三菱レイヨンから平成12年に工場跡地として町が取得したということで、6.1ヘクタールの都市公園となっております。この工場の緑化とか施設をできるだけ生かしながら、地区公園として公園整備をしているというところでございます。その中にございました三菱レイヨンの事務棟でございますけれども、昭和31年の築造のものでございますけれども、これを公園管理棟としての利用が可能でということでありましたので、トイレを改修しながら都市公園法の第2条第2項に規定する公園施設、いわゆる管理棟として位置づけて、ツツジ会館という名称のもとで利用しているものでございます。したがって、都市公園施設の管理所管であります都市計画課が管理しているというところでございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 建設部の所管で公園施設であるということでございます。私も年に数回会議室として利用したことがあります。中央公民館の会議室が予約がとれなかったときでありますけれども、このツツジ会館には深溝や横落の児童館の2階にあります体育館のようなフロアの部屋がありますが、そのような部屋も一室あります。現在はこの

ツツジ会館の年間の利用状況はどのようになっているのかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、言われるように、管理棟の位置づけですけれども、会議室も4部屋ほどございまして、幸田町の都市公園条例の有料公園施設として多目的グラウンドと合わせて一般に使用しているということでございます。今、玄関入り口に170平方メートルほどのフローリングの広間がございますけれども、ここもゆったりと大きくなっておりまして、ここは無料休憩所として利用していただいているということでございます。そういった面では、この広間についての利用カウントはしておりませんが、会議室につきましては過去3年間で、26年度については387件、25年度は396件、24年度は383件と定着傾向にございます。この会議室と玄関を結ぶエントランス広間が先ほどのこのフローリングの広間でございますけれども、こういったような利用状況になっているというようなことでございます。また、中央公園でのイベント時ですね、例えば町民運動会とか彦左まつりとか、またファミリージョギング大会とか各種イベント大会での控室とか管理施設としても利用していただいているというような状況でございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 会議室の利用が主なものであるというふうなことだったと思います。私なぜこのツツジ会館の施設を取り上げたかということではありますが、幸田町は現在児童館のない3つの小学校区に順次児童館を新設することで基本構想の策定を進めております。その一方で、ツツジ会館の施設を児童館として使えないかという町民の方々からの意見をいただいております。ツツジ会館は周辺を緑に囲まれ、駐車場を備え、隣接する敷地内には運動グラウンドや幼児や児童向けの遊具も設置をされております。児童館として転用することができるのか、あるいはできないのか、どのような制約があるのか見解をお聞きをしたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） まず、管理する所管の建設部のほうからお答えさせていただきますけれども、この公園施設の中で例えば都市公園法の2条の2項の第9号では、都市公園の効用を全うする施設で、政令で定める集会所等その他災害対応策に必要な施設で、省令で定めるものであれば設置及び管理の許可手続を行うことで、施設としては利用は可能ということになるかと思っております。特に国交省では最近、この8月24日に発表しておりますけれども、新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園などのあり方検討会というのがございまして、そのあり方検討会の中間報告によりますと、こういった市街地にある都市公園を子育て支援とか、高齢者福祉施設等の施設を一体的に整備していくという方針を持ちながら、人口減少が進む中で都市機能を市街地に集中させるという狙いもあるんですけれども、幼児の一時預かり所を用する公園管理施設にしたり、高齢者福祉施設を都市公園として一体的に整備していくというふうな提言ですけれども、そういったものが最近はされているような状況でございます。そういった面では公園管理所管部局としてはそういう部分の方向性はございますので、法規的には可能だということになります。ただツツジ会館そのものを児童館として一部利用とかそういったこ

とについてはかなり現実的には難しい状況ではないかというふうに、所管としては考えております。

あとは福祉のほうからお答えさせていただきます。お願いします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 児童館の構想につきましては、こども課のほうで所管しております。今回の構想につきましては、現在児童館のない坂崎、幸田、豊坂小学校区に児童館の建設ということが基本になっております。当面、ツツジ会館の属する中央小学校には現在横落児童館、これもなめらかではないかもしれませんが、横落児童館というのが現に存在いたしますので、所管としましては現在ツツジ会館を児童館に転用するというのではなく、まずはないところを優先的にということ当面は考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 建設部長の話によりますと、全く悲観することはないなど。新しい動きが出てきておりますということでありました。私がなぜこのツツジ会館を取り上げたかといいますと、芦谷の児童館を利用する人からツツジ会館があいてる、もったいない、あそこに移れば大変子どもたちが生き生きと喜んで利用できると、そういった話を複数の方から聞いたものですから取り上げてみました。

また、同様の観点でいいますと、ツツジ会館をまた別の目的、例えばなかなか進まない資料館に転用できないかということでもあります。私も他の市町村の資料館を幾つか視察をしたことがあります。いずれの資料館も見学者の確保に苦勞をしておりました。人が集まりやすい公園や運動場、中央公民館、役場に近いということは、ついでに資料館も寄っていき、そういう気持ちになると思います。これが「なめらかなまちづくり」の見える化の一つの形であるというふうに私は思います。資料館とした場合には実現に当たってどのような問題があるのかお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） これにつきましても管理所管のほうでお答えさせていただきますけれども、これは図書館とかその他これに類する共用施設となれば、この資料館についても公園の利用に支障を及ぼさない範囲で設置及び管理の許可は手続を行えば部分的には可能という、法規的な問題はないということでございますが、ただ、ツツジ会館を利用する上ではさまざまな問題がございます。現在の会議室の利用頻度、先ほど申し上げさせていただいた状況とか、また管理施設としての利用状況からすると、この施設を独占的に使用したりすることには支障が生じたり、特に設備としては昭和31年の築造の旧建築基準法に基づくものと。もちろん平成17年に耐震診断を行っておりまして、特に上は軽いのである意味耐震性はありということになっておりますけれども、50年近く経過しているということで必要な建築仕様だとかいろいろな部分が設備としても整っていないということで、建物の現状の状況ではこういった資料館としての利用は現実的ではないというふうな考え方を持っております。ただし、今御提案のいただきました内容につきましては、先ほど申し上げた国交省でも新たな公園のあり方検討会の中間報告にございましたように、人口減少が進む中で財政制約の深刻化が進む中、公園政策と

して新たなステージに展開すべきというような提言をされております。そういった面で都市公園を幅広く柔軟に活用していくという御提案は大変見えやすいなめらかな施策として考えられますので、今後の都市公園行政の参考にはさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 建設部長も頭がやわらかくなってきたなど、これも「なめらかなまちづくり」のスローガンが効いてきたかなというふうに感じました。いいことだというふうに思います。町当局の内部の話でございますので、検討いただければというふうに思います。

次に、児童館の基本構想と「なめらかなまちづくり」の関係について考えてみたいと思います。児童館を単独で、例えば今町有地が有効に利用されていないということで空き地がありますと、そこに児童館を建てましょうという発想は私は「なめらかなまちづくり」のコンセプトから見るとはずれてしまうのではないかとこのように思います。例えば、既存の公園の隣接地に児童館を建てれば、公園に遊びにきた子どもが児童館に立ち寄る。あるいはまた逆に、児童館に来た子どもが隣接する公園で遊んで、それから家に帰っていくと。こういうのが「なめらかなまちづくり」のコンセプトに合致していると思います。現在、構想中の児童館ではこのような「なめらかなまちづくり」のコンセプトが考慮されているのかどうかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 先ほど申しました、現在、児童館建設のための基本構想という策定に取り組んでいるところでありますが、今回構想します児童館につきましては、基本的に児童福祉法という法律に位置づけられました児童厚生施設ということで、児童館としての機能、役割であります子どもの遊び場と居場所の拠点としての機能、または児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにするという、こういう目的があるわけでありましてけれども、そうした役割を果たすべき施設設備を備えながら、今委員からも御提案がありましたけど、既存の公園や例えば駐車場そして保育園、学校などの施設との有効利用、または地域の特性、子育て世代はもとより小中学生、そして高齢者の方々と若い世代の方々がふれあう場など地域の交流の場としても利用されるような、そのような児童館となるようなコンセプトを考慮しながら現在は候補地の選定、そして構想づくりを進めているところでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 地域の交流の場となるようなということで、これも「なめらかなまちづくり」のコンセプトがちゃんと理解されているなということがわかりました。

それでは、次に、企業誘致活動における「なめらかなまちづくり」のコンセプト、これを導入するとどうなるかということについて考えてみたいというふうに思います。

名古屋大学の田畑准教授は、なめらかなまちの具体的な新しい場所の例として、一つの部屋で子どもを遊ばせながら女性がパソコンを使って仕事をする場所、これを名古屋大学の建物の研究施設の中で具体的な実験場として具現化をしております。私も見学にいつてまいりました。このようなコンセプトを実現するために町としてどのようなこと

を行おうとしているのか、考えをお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） ただいま議員が言われました、「なめらかなまちづくり」のコンセプトをどのような企業誘致に使えるかという御質問でございますが、現在企業と地域の方々とのなめらかなつながりを設けることで、企業従業員のコミュニティ形成や、町の財産であるこの緑あふれた自然の景観を深めるなど生活の質の向上を図り、企業誘致のインセンティブの一つにこの「なめらかな」というコンセプトを入れていきたいというふうに考えております。

また、女性につきましては、愛知県では女性が元気に働き続けられる愛知の実現に向けて、愛知女性の活躍促進プロジェクトを推進されております。幸田町においても企業誘致をする際には、子育てしやすい環境、女性が活躍できる環境整備に取り組んでいただけるよう、企業に要望をしている状況でございます。

また、異なる企業間のなめらかなつながりにおきましては、新たな産業創出や企業につながる可能性があることから、現在も行わせていただいております幸田ものづくり企業情報懇話会の活動をどう継続するとともに、皆様方に聞いていただいている幸田プレステージレクチャーズ等の積極開催により、ものづくり技術の伝承と研究、そして実践により地域産業の振興を図り、努めて企業誘致につなげていきたいというふうに考えている次第でございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 企業誘致の中での「なめらかなまちづくり」ということで、今、いろいろな分野について取り組みの話がございました。なかなか難しい取り組みにはなるかと思えます。しかしながら、私は「なめらかなまちづくり」ということから言えば、例えば地域と企業とのなめらかなつながり、企業と企業との間のなめらかなつながり、そして女性が働きやすい女性雇用に前向きな企業、あるいは育児休暇、子育てに協力的な企業、そういった働きかけを行うということが大事であるというふうに思います。企業誘致活動においてもなめらかな企業が幸田町に来るよう努力を続けていただきたいというふうに思います。

私は「なめらかなまちづくり」の見える化としてツツジ会館、児童館、企業誘致活動を例として質問をしてまいりました。私は施設を中心とした「なめらかなまちづくり」も重要だというふうに思うわけですが、もう少し範囲を拡大して、あるエリアを決めて「なめらかなまちづくり」に取り組むという手法も、同時に取り組むのがよいのではないかというふうに思いますが、考えをお聞かせください。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） ただいま委員が言われました、エリアを決めて取り組むことについての御質問でございますが、こちらは「なめらかなまちづくり」に取り組むに当たり、まち、人、そしてその人には子育て、安心感、コミュニティなどが含まれております。そして、最後に仕事、この3つが一つ一つ独立してるわけではございません。全てが連携してサイクルのように回りまわって発展していくものと考えておりますので、幸田町の中のどのエリアをとということは今後研究を通じて検討をし、決めていきたいと

いうふうに思っている次第でございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 今後エリアを検討してということでもございました。それを受けまして取り組むエリアを決めた場合に、その次のステップとしてはどのようなことが考えられるのか、取り組みを行うのかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 次のステップとしてどのようなことを考えているかということにつきましては、現在まずは地元の住民の方々に「なめらかなまちづくり」を理解をしていただくために、今後名古屋大学にて行われる町内でのワークショップや勉強会等を開催し、地域の現状を把握した上でどのようなつながりを持ったコミュニティを形成していくかを検討していくこと等が次のステップと考えている次第でございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） ワorkshopをつくって「なめらかなまちづくり」の合意形成が必要であると、どのようなコミュニティをつくっていくかという議論、そういう場が必要で設けていくというような次のステップですというように理解をいたしました。私も全くそのとおりだというふうに思います。

豊坂地区は昔からの既存集落と農地が広がる地域でありました。そこに幸田駅西の工業団地ができました。そして、国営の雇用促進住宅、県営の六栗住宅、そして現在開発中の六栗の市街化住宅エリアが今できようとしております。また、拡大工業地区などに新たな企業が来ようとしておりますということで、まさしく分断された各種類のコミュニティが存在をいたします。時代の移り変わりとともに雇用促進住宅は120世帯ありましたうち、約半数が高齢者の人たちであります。残りの約半数、60世帯分は空き室の状態でありまして、その状態が続いております。県営住宅では72世帯のうち十数世帯は外国人の世帯主であります。そして、また別の十数世帯が女性の世帯主であります。既存集落と雇用促進住宅と県営住宅、それぞれに自治会組織が存在しております。そして、相互の交流はほとんどないのが現状であります。まさしく分断をされているのが現状です。このような分断されたコミュニティの集合体のような豊坂地区を「なめらかなまちづくり」の推進モデル地区として考慮していただくことをお願いをいたしまして、次の質問に移ってまいります。

次の質問は奨学金制度についてであります。現在、幸田町では奨学金制度を設けております。制度の概要についてであります。支給対象は高等学校や専修学校等に在学している方で、経済的理由により就学が困難な方というふうにしております。支給の内容は、1人月額5,000円であります。毎年、春に申請が必要であります。そして、所得基準がありまして、世帯人数、家族構成、持ち家の場合、借家の場合、それぞれに対して年間所得金額の上限が細かく決められております。そこで、最初の質問ですが、この奨学金制度を設けることになったきっかけについてお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 奨学金制度についてであります。この制度につきましては平成19年に立案をいたしまして、実際には20年度から始めさせていただいたものであり

ます。この制度を設けるに当たりましては、教育の機会均等を図るということの中に、能力があるにもかかわらず経済的な理由によって就学が困難な方々に対しての支援策といたして、この奨学金制度を導入することといたしました。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 平成20年度からスタートということでありまして、したがって、既に8年が経過をしているかということになるかと思いますが、毎年何件の申請があり、支給が決定された認定件数についてお答えをいただきたいというふうに思います。また、制度が始まってから今日までの総申請件数と総認定件数についてもお答え願います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 年度ごとの申請件数と認定件数、それからこれまでの総件数ということでございます。まず、平成27年度、今年度も審査を終えておりまして27件の申請をいただいて、認定をいたしましたのが15件であります。就学といたしますと掛ける6万円ということで90万円となります。平成26年度につきましては、29件の申請をいただきまして、認定いたしましたのが19件、支給額にしますと114万円。平成25年度につきましては、26件の申請中、認定が18件、支給額が108万円。これまで8年間の計といたしましては、総件数でありますけれども、申請件数が206件のうち、認定いたしましたのが123件、支給額に至りましては730万円ということでございます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） わかりました。ただいまの答弁によりまして、平均であります、申請に対して約60%の認定率ということになるかと思いますが。直近の過去4年間の予算というのは、毎年132万円この奨学金の予算として計上されておきまして、単純計算であります。22人に最大支給することができる額というふうになっております。しかしながら、実際に支給認定をされた人数は年によって異なっておりますが、いずれも予算の132万円以下ということでおさまっております。私は予算内におさめるために奨学金を支給するかしないかの審査をする過程、途中で何らかの認定件数の調整が行われているのではないかとこのように勘ぐってしまいます。認定の審査方法について説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） この奨学金の認定の審査に当たりましては、審査会を持っております。幸田町奨学金支給審査委員会という名称でございます。この審査会におきまして奨学金の申請書には推薦書というのをおつけいただき、これは高校、専門学校からの推薦書、それから家庭状況の調書と受給必要要件の基準を満たしているかどうかいなかを、この審査員6名におきまして総合的に判断をし、合否を決定しております。予算のことを意識したことはございません。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 6人による審査ということで、厳正に行われているというふうに理解をいたしました。

それでは、次の幸田町の奨学金制度は8年間継続をしまいたったわけでございます。

この8年間を振り返って、その実績に対する評価、プラン・ドゥ・チェック・アクションのチェックについてはどのように考えているのかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） この8年の実績を見ましても、先ほども少しありましたけれども、生活が家族全体が苦しくなってきた状況はこれまでもいろいろな経済動向のあおりを受けて、そのお子さんにつきましても大変辛かった時代背景もありまして、申請件数が一番多かったのが平成24年度の33件でございました。以降は30件を少し切るような状況で推移をしてきております。こうしたことによりまして、この制度自体は本当に使っていただくことが大事なことだと思っておりますので、実績に対しましてどのような評価ということでもありますので、これまでも幸田町の制度が進学をした実績のある全ての高校には制度の案内をお出しをして、この制度があることを周知はさせていただいております。そうしたことのさらなる利用促進を今後もさらに続けていきたいというふうな、今この8年を見ましてそういうふうにご考えております。

○環境経済部長（清水 宏君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） ただいまの答弁によりますと、使っていただくことが大事であると、さらなる利用の促進をということでしたが、私は現在の奨学金制度の課題として3点ほどあるというふうに思っております。

最初の課題1点目は、奨学金の支給認定を受けるための所得基準が厳し過ぎるのではないか。一例を申し上げます。世帯人数5人、その内訳は大人2人、小学生の子ども2人、中学生1人で、持ち家の場合の世帯全員の年間所得額が約277万円以下でなければならないというふうになっておりまして、これ以下でないと奨学金を受け取ることができません。私はこの277万円以下というのが5人家族でということを考えますと、若干あるいは余りにも厳しいのではないかとというふうに私は思うわけですが、どのようにお考えになっているのかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） この所得の基準が厳しいということですが、私どもは学校教育の関係ではまた幸田町の就学援助の制度を持っておりまして、こうした基準はほぼ同じ基準にて設けさせていただいているところであります。ただ、この奨学金制度は返還義務のない給付型という形になりますので、お返しをいただくというものでもございません。経済的に困窮していることが明らかな生徒さんへの助成ということですが、基準も市町村等のもも踏まえて当初策定はしたというふうに思っておりますけれども、変えていこうかというふうに今のところは考えておりません。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） ただいまの答弁によりますと、所得の基準については変えていく予定はないという答弁でありました。ということは、8年前にこの基準をつくったときと家庭の状況、所得に関してはそれほど変わりが少ないという認識でみえるのかどうか、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 8年前の状況と現在との経済状況を考えても、いろいろな状況

が変化をしていると思っています。個人の所得がどうというようなことまで詳しく理解もしておりませんので、やはり苦しい生活を送ってみえる方がお見えになることは事実でございますので、そうした子どもたちの学習の機会を継続的に確保していきたいという制度の趣旨からしても必要な内容として継続をしていることでありまして、その中身の変更につきましては行っておりませんが、今後の一つの検討課題かなというふうには考えております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 検討課題としていただきたいというふうに私も思います。

その課題の2点目でございますが、月々の給付額5,000円についてであります。ほかの市の給付額を調査いたしました。碧南市、刈谷市、安城市、知立市は月額9,000円でございます。豊田市、高浜市、みよし市は月額8,000円でございます。それに比べますと幸田町の月額5,000円は、金額の面でも周辺の市と比べかなり見劣りがするのではないかとこのように思います。見直しをする考えはございませんでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 給付額の月額5,000円についても変えておりません。他市の状況も承知をしており、スタート時は恐らく5,000円だったのかなと思っております。こうした状況は各市でも重要な内容であるという認識で、こうした月額が改定をされてきたものと推察をいたします。近隣の岡崎市が最も事例的に近かったということも含めまして、5,000円という幸田町がスタートしたときの設定といたしております。当面愛知県の中でもこの西三河地区がこうした独自の奨学金制度を持っている実情もありまして、町ではほかには余りないのかなというふうにも思いますけれども、新たにこの5,000円をもう少しということにつきましても、これは制度自体の継続をまずさせていただきたいなというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 月額5,000円、私は課題としてぜひ取り組んでいただきたいなというふうに要望をしておきます。

課題の3点目は、大学への進学率が50%を超える高い進学率の現状を考えますと、高校生及び専修学校生のみを対象とした現行の制度の見直しが必要ではないかというふうに思います。例えば、岡崎市では市独自の奨学金制度を設けております。大学、短大、専修学校の学生を対象に年額40万円を無利子で貸し付けるという制度であります。募集人員は40人で世帯の所得合計はおおむね700万円以下ということになっておまして、幸田町でも岡崎市のような大学生向けの奨学金制度の導入を検討する余地はあるのかどうかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 岡崎市ではただいま御紹介いただいたとおり、岡崎市奨学金支給条例を全部改正をいたして、これまでは私どもと同じ高校生を対象にしておりましたものを、大学生、専修学校生を対象とした貸付型に今は変えられて、平成24年にその改正をされているところであります。まず、高校のほうの補助から大学の方々への対象

を変えていったということで、どうしてそのような形に変えられたのかということにつきましても、やはり国、県の高校に対する授業料の無料化等を踏まえて、いわゆる大学生の受かりそうな方々への奨学制度に変えていこうということで変更をされたわけでございます。私どもについても、そうした大学生に対します奨学金をどうするかということでございますけれども、平等バランスということもありますので、また予算ということも当然ありますので、こちらは研究調査をさせていただくという検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 私は、岡崎市のような奨学金制度をそのまま導入するというのは若干問題があるなというふうに個人的には思っております。理由は後ほど申し上げますが、私は奨学金制度の見直しをする、しないにかかわらず若干気になることがございますので説明をいたします。

幸田町が発表しました人口ビジョン策定に当たっての基礎調査資料となるアンケート調査の結果、こういうものを発表しましたが、これを踏まえて奨学金制度とどう結びつけるかということが大事かというふうに思っております。アンケート結果で注目すべきところは、大学への進学希望者の町民の6割が町への定住志向を持っているということであります。私は、この定住志向と奨学金とを何とか関連づけられないかというふうに考えてみました。岡崎市の奨学金制度と日本学生支援機構の奨学金制度について考えてみますと、岡崎市の場合は連帯保証人が2名必要であり、返済期間も卒業後、貸し付けを受けた期間の2倍の期間内に返還が必要でありますということが気になります。また、一般の大学生を対象とした奨学金制度として日本学生支援機構というのがあります。この日本学生支援機構の奨学金制度につきましても若干問題がありまして、現在2012年時点での奨学金利用者は132万人でありますけれども、返還において滞納をしている人が随分見えるということで、滞納者が33万人、金額にして925億円に上るというデータがあります。したがって、こういった制度は幸田町が取り入れるには若干無理があるかなというふうには思いますが、新しいやり方、「なめらかなまちづく」という観点でいいますと、日本学生支援機構から奨学金を利用して大学、大学院を卒業してめでたく幸田町に定住した人に対して、奨学金返還に対するある一定度の支援を行う制度を検討してみる価値であれば成り立つのではないかということで、このような制度があれば大学、大学院を卒業後に幸田町に定住する若者にとってメリットが優秀な人材を確保するという点であるのではないかというふうに思います。総合戦略の一環として奨学金制度を見直すということで、私は幸田町の体力、産業力増進と魅力発信に寄与し、なめらかなまちづくりにも合致をしていると思っておりますので、幸田町総合戦略推進委員会の委員であります副町長の考え、意見をお聞きいたします。

○議長（浅井武光君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 奨学金につきましては今議員さんからお話がありましたように、滞納の取り扱い等いろいろ課題もございます。奨学金の返還に対する支援の対象者については慎重に選定する必要があるとは思いますが、今総合戦略におけるアンケート結果にありましたように、町内在住の高校生、大学生等の若者が将来幸田町に戻りた

いと、定住し続けたいというような要望がかなうようにさまざまな支援策、施策等の検討は考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） いろいろな検討を「なめらかなまちづくり」のためには必要かと思っております。ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

次に、岡崎市のホームページで奨学金に関する情報を検索いたしますと、岡崎市以外の奨学金制度として3つの組織のホームページにアクセスできるようにリンクが張っております。1つ目が日本学生支援機構、2つ目が日本政策金融公庫、3つ目が愛知県高等学校等奨学金であります。幸田町のホームページにおいても同様な手法でこの3つの組織の紹介をするようにしていただくのが、奨学金の情報を必要としている町民への親切であるというふうに思っております。リンク先のURLを表示するだけで余分な費用もかかるわけではございません。ぜひ検討をいただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） この点につきましては、私どものホームページの中にもリンクをさせていただき手はずを至急とらさせていただきますというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

最後に、教育長に質問をさせていただきたいというふうに思っております。

私は一議員として、現状の幸田町の奨学金制度をもとに質問をしてみました。教育長として、大所高所から奨学金制度のあり方、今後の高校生をどのように認識をしてみえるのか、お聞きをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（浅井武光君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 子どもたちの教育の機会均等という面から、経済的に困窮している御家庭の子どもを救うためには、この奨学金制度はとても有効だと思います。今、ずっと話し合いがされているように国とか県の制度などを使って、これまでも何人かの子どもが救われてきました。もちろん幸田町も奨学金制度で手を差し伸べておりますが、今の志賀議員さんのお話の中にありましたように、まだまだ工夫の余地があるところもあるなということを考えました。これからもこういう子どもたちをますます救っていくように、この制度を生かしていきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀恒男君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時56分

---

再開 午後 3時06分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質問を許します。

○13番（丸山千代子君） それでは、通告順に3件の質問を順次してまいります。

まず、第1点目に子どもの貧困対策についてであります。子どもの貧困率が2012

年に16.3%になり、過去最悪を更新しました。今は子どもの6人に1人が貧困と言われております。国は、2014年8月29日に子どもの貧困対策に関する大綱について閣議決定をしました。

大綱の第一の柱として子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を越えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策は極めて重要である。そうした子どもの貧困対策の意義を踏まえ、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進すると掲げております。

次に第二の柱は、子どもの貧困対策に関する基本的な方針として10項目が掲げられております。こうした子どもの貧困対策に必要なことは、食べることの保障、学習権の保障、高校だけでなく大学等の進学保障、労働生活への連結施策と言われております。そのことを踏まえて町としての取り組みを問うものであります。

まず1番目に、子どもの貧困率とは、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合であります。2012年の場合、所得が122万円未満の人の割合を貧困率としております。子どもの貧困率は1985年の10.9%から2012年に16.3%で6人に1人と言われ、特に貧困が集中している世帯がひとり親世帯の中でも母子世帯であります。また、リーマンショック以後、全国で御飯を食べられない子の存在、虐待死や心中、餓死とみられる事件などが発生しております。

そこで、幸田町における子どもの貧困の実態について、町として把握をしておられるかお聞きするのが第一の質問であります。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 子どもの貧困状態の把握についての御質問でございます。

貧困の実態につきましては、国が昭和61年以降、3年ごとに実施しております国民生活基本調査をもとにして出されているものだというふうに理解をしております。先ほど委員のほうから申されました数字もその中の数字ではないかというふうに理解をしております。ただ、幸田町では単独調査をしてございませんので、幸田町の貧困世帯というんですか、所得状況等については把握をしてないところでございます。ただ、指標の一つになりますけれども、生活保護世帯の中、特にひとり親世帯等の状況につきましては数字について把握しておりますので、それについては御報告をしたいと思います。今年度8月末現在で生活保護世帯全体では58世帯、71名の方が生活保護を受けてございますけれども、そのうち母と子のみの世帯については5世帯、うち15歳までの子どもが12名、18歳までの子どもは1名ということでございます。なお、その1名の方については高校に就学しているというような状況でございます。また、親子のみ世帯につきましては1世帯、うち15歳までの子どもが1人、全体では6世帯、18歳までの子どもは14人、生活保護世帯全体に対してひとり親世帯は約1割になるというふうに承知をしております。このような方たちの世帯の所得向上、そのような対策が子どもの貧困対策の一つになるのではないかと、このように考えております。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 続いて、住民こども部が所管しておりますひとり親家庭

の手当ての関係についての現状について、御報告をさせていただきます。

まず、これは国の手当てでございますけれども、いわゆるひとり親家庭、母子・父子家庭に対する児童扶養手当の関係であります。対象者は18歳以下の児童を養育している方に支給ということになります。こちらの受給者につきましては、平成27年8月末現在の受給者数が240人、うち母子家庭が231人、父子家庭が9人。対象児童につきましては全体で370人、うち母子家庭の児童が356人、父子家庭の児童が14人という状況でございます。また、このほかに愛知県の遺児手当、こちらは児童扶養手当と対象者は同じということになっておりますけど金額が4,350円、それから2,175円ということで5年間で終了という手当になっております。そのほか町単独の遺児家庭扶助費という制度があります。こちらについては受給対象者は国、県の手当の対象と同じでございますけれども、対象児童が15歳以下の児童を養育している方ということになります。こちらにつきましては児童1人につきまして3,500円、両親が欠けた場合は4,000円ということの手当になっております。それと、現在保育園に就園している母子家庭の関係でございますけれども、こちらにつきましても本年度8月末現在で全体で922世帯の子どもたちが保育園のほうに通っておりますけど、そのうち69世帯が母子家庭という状況でございます。なお、生活保護世帯で保育園に通っているのは1世帯児童1名という状況になっております。

以上です。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） こども課あるいは福祉のほうでそれぞれ答えていただきましたけれども、こうした実態がそれぞれの所管ごとしかわからないというのが、今の幸田町の実態ではないかというふうに思うわけであります。国が厚生労働省が16.3%の貧困率というような数字を出している中で、これは全国の平均値でありますけれども、しかしながら対象としては幸田町も入るわけでありますので、こうした今の国において貧困対策法なども決められてくる中で、幸田町としてこの実態調査が行われていないということが、これは問題ではなかろうかということであります。そこでお聞きをするわけでありまして、まず幸田町の実態調査、これを行うかどうか、そのことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 幸田町で実態調査を行うかというような御提案でございますけれども、現在のところ、そのような準備をしていないということでございます。実態につきましてはそれぞれ所管でということで、御指摘のとおりのような状況でございますけれども、福祉関係ですと生活保護世帯というところが対象になるわけでございますが、そのような方々との面談の中での状況については把握していきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 16.3%という6人に1人が貧困と言われる中で、じゃあ幸田町の実態はどうかということをお問われた場合に、いや、わからないと、施策のしようもないと、これではどうしようもないわけでありまして。やはり、大綱による中身、こ

れをきちんと理解をしながらやっていくなれば幸田町の実態を調査をし、そしてそのところに手を差し伸べるべきではなかろうかというわけであります。こうした貧困の実態がわからない、数の中にあられてこないというものもあるわけであります。例えば、これが家庭環境にあって、やはりそうした制度等を受けることもなく非常に困難な状況に陥っている、これが目に見えにくいという場合もあるようであります。それが一つわかるきっかけとなったのが、夏休み以後に子どもが学校に出てきたときに痩せていたという状況の中で、この家庭が大変な状況にあるということがわかったと。こういう事例もあるわけであります。そうした隠れた貧困というものがあるということも、知っていくべきではなかろうかというふうに思うわけであります。NHKでも報道をしております。大変ショッキングな報道でありました。こういう状況の中が幸田町にももしかしたらあるということもあるわけであります。

そこでシングルマザー、いわゆる母子世帯が231世帯という状況の中で非常に多い数字であります。このシングルマザー世帯の貧困率は54%と言われております。この貧困率が高まった理由として児童扶養手当の削減や、あるいは正規で働くことができない、子どもを1人にすることができない、そういう中でもダブルワークやトリプルワークということで生活を維持しているわけであります。そうした状況の中で子どもと接する機会がないということが、これは学校で把握ができるのではないかとこのように思うわけですが、そうした点で教育委員会としてはこのような状況をどう把握しておられるか伺いたいと思います。

小中学校でちょっとお聞きをしてみました。そうしますと、子どもが朝御飯を食べてこない家庭もあるという状況の中で、その実態は母親が子どもと接する時間がないと、こういう家庭もあるということも伺っております。ですから、教育現場の中ではこうした状況をつかめるわけであります。子どもを観察しておればそうした実態が見えてくる、こうしたことをやはり熟知する必要があるかというふうに思いますが、教育委員会としては、この子どもの貧困の実態についてどのように把握をしておられるか伺いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 今、議員がおっしゃったことはとても大事なことだと思います。

数字にあられてこない貧困の実態ということで、とても心配をしております。まず、私ができることということで、昨年9月8日に定例校長会議で子どもの貧困についてお願いをしました。そういう家庭が数字の上では16.3%いるよということと、それからいろいろな行事にお金がかかるので修学旅行を控えている時期でしたから、こういう子どもたちが困っている状況があったら手を差し伸べる。それから、学校でいろいろな場所でそういう子どもたちを見つけて手を差し伸べる。ただ、これはデリケートな問題ですから、教室で担任が大きな声で言うことはできないので、それは方法を考えるということをお願いしました。それから、今年度6月26日の定例養護教諭の会議で、今丸山議員のおっしゃったようなことは養護教諭が見つかるのがとても多いわけですから、保健室に来てぼろっと子どもが話をする。それから、痩せているかどうか養護教諭はよく把握できますので、こういう子どもたちがいたら必ず担任あるいは校長と連絡をと

って対応してほしいということを伝えました。それから、今丸山議員がおっしゃった食事のアンケートもとります。そのことを私はお伝えしませんでした。そういうことでも子どもはもちろん貧困だけの問題ではないのですが、把握はできていくと思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山委員。

○13番（丸山千代子君） 教育委員会のほうでも、そのように学校での調査という実態把握に努めておられるということはわかりました。しかしながら、この実態調査が全国の平均、いわゆる6人に1人というこの数字が出ている中で幸田町としてはどれぐらいの数字になるのかということ、このことについてどうなのか伺いたいというふうに思います。また、就学援助制度、これもふえてきております。しかしながら、この制度でもなかなか実数がわからないわけでありまして、そういう中で実態としてこの貧困率に定義づけられる子どもたちがどれぐらいなのかということでもあります。ですから、そうした点での実態把握と数字について調査する考えがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 実態調査の関係でございますが、福祉関係でいきますと先ほどもお答えしましたように、特に中心的には生活保護世帯が、要は所得でいきますと低所得者または収入がないという世帯でございますので、ここの中での児童全体では338名の子どもがいるわけでございますので、その子たちの対策というのをさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 教育委員会のほうの就学援助制度、こちらにつきましては27年度の現状でいきますと小学生が160名、中学生が104名、合わせまして264名ということで、昨年も小中合わせまして260名でございます。ここ数年はおおむね260という数字で人数はあるわけでありまして、今言った制度が深く徹底されていない、承知をしていない方も中にはお見えになることも事実でございますので、そうしたこともあらゆるきっかけをもとにこういう制度を使ってもらい、これも大事なことであると思っておりますので、今はそういう状況でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 次に、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないように、環境整備と支援についてお聞きをいたします。

この環境整備についてでありますけれども、全国各地ではいろいろな取り組みをしているようであります。先進地では職の支援、あるいは学習支援などにも取り組んでいるわけであります。生活保護世帯における学習支援事業、これも生活困窮者自立支援、これによって学習支援も取り組んでおります。しかしながら、幸田町におきましては、これは県であります。ですから、県の事業として幸田町が行わないことには実施ができません。岡崎市や各市ではそれぞれこの学習支援事業に取り組んでいるわけでありまして、幸田町として学習支援事業に取り組む考えがあるかどうか、お尋ねするものであります。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 学習支援につきましては、子どもの貧困対策に関する大綱にもありますように、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもたちが高い教育を受けられるようにすることということで、一人一人の人生の実現につながるということとございます。まさにそのとおりだと思いますけれども、現状で申しますと小中学校の平日の日課に位置づけられました以外の授業の中におきましても、例えば中学校では進路決定を控えた3年生向けに受験対策用の補習的な学習の時間を設定してあったり、小学校でも長期休業中の期間を利用して図書館を開放したり、プール開放のときに合わせて学習できる時間を確保するなどをして、平日の授業以外にも教員がかかわりながら学ぶ時間を、また場所をできる範囲の中で提供をしているところでもあります。ただ、そうした生活困窮者の家庭の子どもに対して特別に配慮をした学習支援の場の提供を、今の幸田でできるかということはいろいろな条件をクリアをしていくものがあるというふうに考えておりますので、今すぐにとりようなことではなくて今後いろいろな情報を収集させていただきながら検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山委員。

○13番（丸山千代子君） 今、教育は非常にお金がかかる、こういう中で今は子どもたちが学校生活の中では習得できない勉強をやはり塾等に通いながら学んでいるという実態もございます。そういう中で、貧困であるがゆえにそうした機会も与えられないという子どももいるわけでありまして。ですから、本来勉強すれば勉強が好きになってできる、このようになるわけでありまして、そうした機会がないがために高校受験もままならないということにもつながりかねない。こういう中で、岡崎市等でも拠点を置きながら学習支援に取り組んでいるわけでありまして。小学生や中学生、そうした学習支援事業に取り組んで支援をする、そうした状況の子どもたちが幸田町にどれぐらいいるのか、その点の把握、学習を保障する、その把握はやっておられるのかどうか伺いたいということと、今非常に厳しいということが言われました。確かに県がやらなければ、これは福祉の分野でありますので、生活保護世帯というようなことで行われていますので限定されるわけでありまして。しかしながら、ボランティアによる無料学習塾の取り組みなども進めながら実施をしている自治体もあるわけでありまして、幸田町においてはその需要と供給のバランスとでも言いましょうか、そうした学習支援が必要な子どもたちがどれぐらいいるのかということでありまして、その点についてお尋ねしたいと思います。

また、この貧困の連鎖から抜け出す、そのためには自立するための取り組みも必要であります。大学進学への保障といいますか、そうしたものにつきましては先ほども志賀議員からございましたけれども、私は給付奨学金の創設によってやっぱり支援をしていく。こうしたことも必要ではなかろうかというふうに思います。

また、母子・父子家庭におきましては安価な住まいといいますか、アパートの借り上げ方式による家賃補助対策ですね。やはり衣食住と申しますが、住まいにも非常にお金がかかるという中でダブルワークやトリプルワークに取り組まなければならない世帯もあるわけですね。そうした関係からもアパートの借り上げ方式による家賃補助制度等もひとり親世帯の自立するための取り組みにもつながるのではないかとこのように思います。そうした点での答弁をお願いいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 学習支援が必要となる児童生徒がどれぐらいいるのか把握をしているかどうかということでございます。私どもは就学援助、そうした部分のこれまでの視点で考えておりました、学習支援そうした視点のほうからこうした人数把握等をまだしていないのが実情であります。先ほどのまた各成長の段階で大学受験が可能となるような形での給付、奨学金という今回の大綱に基づきましての国の案の中に、そうした奨学金制度も見直していくというような表記もありましたので、私ども町自治体だけではなく国もそうした形での動きが今後あるのかなということも思っておりますので、しばらくそうした経過がどのような形で出ていくのか、地方自治体として幸田町としてどのような形の奨学金制度の見直しが必要かどうかも含めまして、もう少しそうした経過を見守っていきたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 貧困の連鎖からの抜け出しというような御質問でございます。貧困の連鎖を抜け出すということにつきましては、これは親御さんの対策というふうになるかもしれませんが、就労を支援するというのが重要な対策だというふうに考えております。県の施策でございますけれども、愛知県の高等職業訓練促進給付金事業を通じまして、ひとり親の方の就労支援を実施しているというようなケースもございます。それから、愛知県母子家庭就労支援センターでは仕事探しの相談をキャリアカウンセラーが実施しているということも確認をしております。それから、愛知県母子寡婦福祉連合会ではパソコン、介護、経理などの就業支援の講習会を開催するというような事業展開をいたしまして、就労支援をして貧困の連鎖から抜け出させていただくと、このような対策を練っているところでございます。幸田町では、生活保護世帯を対象といたしました就労支援巡回相談等も実施しております、平成26年度には月2回開催をしているところでございます。相談につきましては20件の相談がございます。また、職安の相談による就労については4件の実績があるというようなところも確認をしているところでございます。

あと、生活保護の方たちの就学につきましては、この間奨学金を所得に見られるというようなこともございましたけれども、最近の通達では奨学金については所得から除くという形で、就学がやりやすくなるというような方向の転換をしているというようなところもございます。また、アパート等の貸し上げでございますが、これは生活保護世帯につきましては家賃につきましては保護費の中に入るわけでございますが、例えば大学で一人でアパートで暮らすような場合についてもこれも対象となるというような事案も聞いておりますので、そういう意味で親御さんの就労支援、それからお子さんの就学支援につきましても対策を練られている、このようなところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 町営住宅が幸田町には120戸でありますけれどもなかなか入れないと、こういう中でやはり住まいを安定をさせる、このことから家賃補助制度というものもぜひこれから検討課題としていただきたいということでありますので、この点についても再度答弁がいただきたいと思っております。

次に、スマートメーターの設置についてであります。中部電力はスマートメーターの導入計画に基づき、2015年7月から管内の全地域で一般家庭にスマートメーターの設置を開始し、2023年3月までに設置完了を目指して取り組んでおります。スマートメーターとは電気の見える化、電気家計簿とも言われ、電気の使用状況をより詳細に計測できるという電力量計で、電気の使用料を30分ごとに電磁放射線、マイクロ波で送信する新しい電力検針器であります。しかしながら、このスマートメーターの交換、設置に対して住民に十分な周知もなく、また電力会社から一方的なお知らせだけで進められております。中部電力は2014年10月から一部地域で設置を開始し、検証を行った後、2015年7月から交換作業に入っております。住民から、このスマートメーターの交換で電磁波の影響で目まいや体調不良など、電磁波過敏症を発症するので中止を求める相談がありました。そこでお聞きをするものであります。中電が一部地域で設置開始しましたが、その後幸田町における現在の状況について把握をお尋ねするものであります。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 先ほどの町営住宅の関係での御質問でございますので、この施策については町営住宅の中でも116戸の今世帯がございますけれども、その中で所得が122万円以下ということで想定しますと4件ほどございます。その中に子どもさんも5名ほどいらっしゃるということであります。ただし、こういった母子・父子世帯につきましては家賃を寡婦減免を1割行っておりますし、また入居についても優先入居ということで配慮をしております。そういった面で、これを引き続き対応していきたいと思っておりますし、この内容については大綱に基づく住宅支援の引き続き全国的な継続をとということでございますので、そのような取り組みをしていきたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） それでは、次の御質問のところのスマートメーターについての電磁被害と言われるような御質問でございます。

現在のところ、スマートメーターの設置に関する電磁波による健康被害等の報告は町には届いておりませんので、現状をつかんでいるというわけではございません。議員からのお話にありました訴訟問題等も承知しておりますけれども、現在のところ電磁波の影響と健康被害の因果関係というのが正確には確認されていないという中でございますので、もう少し状況については見させていただきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 設置状況の件でございますけれども、こちらは中部電力岡崎営業所のほうからの聞き取りでございますが、中部電力では2010年10月から一部地域で1万5,000台のスマートメーターを設置し、通信機能及びシステムの検証を本年6月まで実施をされたそうであります。そこで、ことし7月から、検針器を10年に1回の更新が必要なものに対して更新対象となった家庭から順次無料で設置されているそうであります。ただ、幸田町で既に取りかえられてはおりますが、現時点では設置件数は集計はされていないという答えを得ております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 更新の時期に合わせてスマートメーターを取りつけるということで、どれだけ幸田町にスマートメーターが取り付けられたかわからないという状況だと伺いました。そこで、スマートメーターに限らず電磁波につきましては健康被害を懸念する声があります。携帯電話基地局建設をめぐるっては、建設中止や撤去を求める運動が起こっております。電磁波による健康被害として小児白血病、癌など命の危険も含まれております。KDDIの携帯電話基地局周辺の住民が、基地局設置後に耳鳴り、頭痛、肩こり、鼻血、目まいなど共通した健康被害が発生したとして、基地局の撤去を求めて提訴しております。電磁波は携帯電話、OA機器、Wi-Fi、電子レンジなど、暮らしの中でますます拡大している状況であります。電磁波の健康被害に対してどのように認識し、また把握をしているかお尋ねをするものでありますけれども、先ほどは被害の状況は相談もないという状況でありますけれども、町当局として、担当として、電磁波の健康被害、これに対してどのような認識を持っておられるかを伺いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 失礼をいたしました。少し現状把握ということで先走って御回答したようでございます。申しわけございません。

先ほどお答えしたように、電磁波の状況については町として現在把握してないと、こういうことでございますので、その辺を御理解いただきたいと思います。電磁波と健康被害の因果関係、それぞれのいろいろな情報については今現在収集させていただいているところでございます。どの情報を見ましてもなかなかそれが一致するところの見解がございませんので、今のところ近隣の状況も含めまして、状況については少し注視させていただきたいというような立場でございます。しかしながら、健康被害と思われるような御相談がございましたら、これについては健康相談の中で受け付けさせていただきまして、必要があればしかるべき機関へと連絡等をさせていただきたいと、このように思っております。いずれにいたしましても情報が少ない中でありまして、その対応につきましてはもう少し近隣等の、またそれから国の施策でもありますので、そのような状況を見ながら対応についてはさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 私はこの相談があったときに、これは既にもう関西電力のほうで先行しているようでありますけれども、この関西電力の管内で健康被害ということでやはり設置を取りやめていただいたと、こういう中でこの体調不良がよくなってきたと、こういうことも聞いております。スマートメーター、これが発する無線周波数電磁波というものであります。これはWHOの下部機関であるIARCが2011年に発がん性がある可能性のあるグループ2Bに分類をしております。国や中部電力は2015年度からの各家庭への導入設置に向け、無線周波数電磁波を発生させるなどの説明は行われておりません。このような情報を本来電力会社は住民に周知させる必要があるのではないかというふうに思うわけでありまして、参議院におきましては、日本共産党の紙智子議員がスマートメーターの電磁波の影響について質問主意書を行っております。そういう中でいろいろな健康被害が出るというようなことで、住民に周知と対策を求めている

わけでありませけれども、この点についてやはり国会でも問題になっている、ところが、住民は何らそういうことも知らされず国の計画のままに進められようとしているわけがあります。こうした状況について町としてどう把握をしておられるのか、またその対策をどうしていくのか、この点についてもお聞きをしたいというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 消費者行政の立場から、企画部のほうから答弁をさせていただきます。

消費者庁におきまして発がん性があると判断した場合は事業者に対して製品等の改善命令が出されることになると思います。消費者行政としては、町として事業者に対して直接命令をすることができない状況であります。また、現在、消費生活相談というものを町のほうでも実施をしておりますけれども、まだそのような相談を受けておりませんし、県下でもそのような状況を受けてないというような情報を聞いております。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） まだ幸田町ではこのスマートメーターについては設置が進んでいない状況の中で、こうしたスマートメーターによる健康被害というもの明らかにされてきていないという状況であります。しかしながら、このスマートメーターの設置に対して不安を抱く住民はいるわけであります。実際に私は相談を受けておきまして、その相談の中でいろいろな全国の情報、あるいは海外における状況等もいろいろと調査をした中の情報もいただいております。スマートメーターのこういう影響で体調を崩す、電磁波過敏症、こういう人たちがふえてきているかどうかということではありますが、このことで経済産業省にアナログメーター継続を求める要望書を提出をする。こういう署名活動もしている団体もあるわけであります。そうした住民に危惧される、こういう状況の中で、町としてもこのことについて知らないふりをしていていいのかという問題であります。

スマートメーターというものを私もちょっと調べてみました。スマートメーターを設置をして電気の見える化、検針員が要らないということでもありますけれども、根本的な問題はスマートメーターを設置して、それから家庭内におけるHEMSですね、これと一体化させていくということでもあります。豊田市がこのようなスマートコミュニティということで今実証実験をしているようでもありますけれども、しかしながら電磁波の問題では私はかなり前にも取り上げましたけれども、鉄塔の下にいると電磁波が体調を狂わせて、これが小児白血病になったりとかいろいろな問題が出てきているという状況の中で調査をした結果がございませけれども、それ以降からますます暮らしの中でこの電磁波が体に与える影響というのがいろいろ出てきておきまして、そういう中で電磁波過敏症という症例等も出てきているわけであります。ですから、そうした点でスマートメーターの設置中止を求めた場合、アナログメーターでも対応が可能なのか、このことについて町はきちんと調査をする考えがあるかどうか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） スマートメーターの設置を拒んで、アナログで可能かというお問い合わせでございますけれども、こちら中部電力岡崎営業所に聞き取った結果でございますが、岡崎営業所では国で2014年7月に取りまとめたエネルギー基本計画には、2020年代の早期にスマートメーターを全世帯、全事業所に導入すると明記されており、原則取りかえとなるため、全てのお客様に納得をしていただきながら設置を進めていくという回答でございました。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） これは関西電力管内でありますけれども、スマートメーターを設置後、目まいと圧迫感で平衡感覚を失って何度も転倒し、関西電力に連絡をしてアナログメーターに戻すように交渉をしたということで、そしてこのスマートメーターを取り外してもらったところ、この体調不良が治ってきたということでもあります。しかしながら、自宅の取り外しだけではだめですね。これは、やはり全ての世帯で設置をするとなれば、これは必ず電磁波の影響というのは周囲からも出てくるわけでありますので、体調不良が両隣にあるために治らなかったということで子どもを連れて実家に避難をしたら治ってきたと、こういう事例もあるわけであります。ですから、関西電力ではスマートメーターの設置後、取り外しは可能となったという事例ではないかというふうに思うわけでありますが、ですから住民がこうした健康被害ということで体調不良などを訴えた場合、アナログでも可能かどうかということでもあります。中部電力は十分に理解してもらいということでもありますけれども、そうした理解をするような内容のものが住民に行われたかどうか、これはないわけであります。ですから、そうした健康被害があるということも知らされないまま設置が順々と進められている、こういう状況の中で全て2023年には国は完了するという状況でありますけれども、こうした状況の中で町民に対してきちんとこの情報を知らせていく、この考えが町としてあるかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今言われますように、健康被害等があればもちろんそれは伝えていくわけですが、電磁波が健康に与える影響が明確になって消費者庁から健康被害が発生するという通知があれば、もちろん住民には周知をしていきたいというふうに考えておりますし、消費者の安全を確保し、必要な情報が提供されるように努めてまいりたいというふうに考えておりますのでお願いします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） きちんとした診断が出たわけではありませんので、まだまだこれからのことでもあります。今後の設置を見守りながら、そしてまた住民からそうした相談があったらきちんと対応する、また中部電力が進めているスマートメーターの設置についても町としてはきちんと情報を伝えるようにしていただきたいというふうに思うわけでありますが、そうしたスマートメーターについての情報を住民に知らせる考えがあるかどうかお尋ねしたいと思います。

次に、戦争法案と地方自治体の関係についてであります。安倍政権は5月14日平和

安全法制、いわゆる戦争法案を国会に提出をいたしました。この法案は平和安全法制整備法10本の一括法と国際平和支援法、海外派遣恒久法のこの2本であります。全体では11本に及び法案であります。この戦争法案に対して国民の6割以上が反対をし、多くの不安を抱いております。8月30日には国会を12万人以上で反対の抗議、全国では1,000カ所以上で反対を訴えてまいりました。幸田町では憩の農園で訴えてまいりました。愛知県下では9月5日、愛知県弁護士会が集団的自衛権行使の違憲立法に反対する大集会を開き、6,000人が参加するなど、戦争法案阻止は燎原の火のごとく広がっております。国会審議が続く中、参議院では95回も審議が中断をし答弁不能になるなど、政府側が法案の根幹部分についてさえまともに答弁できません。自民党、公明党の政府与党は9月27日の会期末を前に18日までの裁決を狙っておりますが、5月26日の審議以来、3カ月余りでこの法案の危険性とぼろぼろぶりが浮き彫りになってきております。この法案は日本の若い自衛隊員の命をアメリカにささげるためのものであります。二度と海外で戦争をしないと誓った憲法の平和原則を根本から破壊し、日本をアメリカとともに海外で戦争をする国につくりかえるものであり、平和安全法制どころか戦争法案そのものであり、憲法9条のもとで許されてはいはずがありません。そこで、平和安全法制についてお聞きするものであります。11本の法律案をまとめて審議する一括法案で、この法案が地方自治体とのかかわりでどのような影響を及ぼすのか。地方自治体との関係について伺うものであります。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 先ほどのスマートメーターの関係でございます。住民等への周知をとということでございます。一度中電等とも聞き取り等をしていきまして、今後どうするかということで検討していきたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 平和安全法制の関係でございます。今回の平和安全法制につきましては、議員が言われましたとおり、11本の法律の一部改正を一括審議する法案であると理解のほうをしております。その中で7つの法律に地方公共団体という名称が明記されております。その1つが自衛隊法、2つ目が国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律、3つ目が重要影響事態に対して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律、4つ目といたしまして武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和及び独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律、5つ目といたしまして武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律、6つ目といたしまして武力攻撃事態等及び存立危機事態における特定公共施設等の利用に関する法律、最後に7つ目といたしまして武力攻撃事態等及び存立危機事態における捕虜等の取り扱いに関する法律、以上7つの法案が地方自治体と何らかの関係があるというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この平和安全法制が地方自治体とも大いに関係があるということが今7つもあるということがわかったわけではありますが、その中で周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律、いわゆる周辺事態法でありま

すけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 周辺事態法でございますが、周辺事態安全確保法第9条第1項では、関係行政機関の長は法令や基本計画に従い、地方公共団体の党に対し、その有する権限の行使に必要な協力を求めることができとなっております。また、同法第9条第2項におきましては、関係行政機関の長は法令や基本計画に従い、国以外の者に対し必要な協力を依頼することができるかと規定をされております。こちらのほうで地方公共団体に対する協力の求めの内容は事態ごとに異なるものであり、あらかじめ具体的に定められるものではございませんが、例示といたしまして公安施設それから空港施設の使用、建物の設備の安全確保のための許認可等、こういったものが内閣府等の資料には挙げられているということでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国の権限が及ぶところで特定公共施設などがあるわけでありすけれども、しかしながら、幸田町としてこうした施設がないということもございませぬ。しかしながら、民間やあるいは例えば自治体職員に対しては及ぶわけでありませぬ。そうした点からこの戦争法案、これが発動されると地方自治体の影響は大いにあるということの認識でよろしいか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 幸田町におきまして、今回の法案が制定され発動されたときに、直接影響があるのかどうかということにつきましては、現状ではちょっと不明であるということでご国会の審議のほうを引き続き注視をしていきたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この戦争法案でありますけれども、戦闘地域での活動が実際に発動されれば、この仕組みが現実のものとなって機能をし、地方自治体や職員あるいは関係する労働者が体制に組み込まれる危険性があるわけでありませぬ。そうした点での幸田町としてどのような見解を持っているか、このことについてお聞きしたいと思います。民間では新入社員を自衛隊の一員としてインターンシップのもとに2年間、現在の徴兵制でありますけれどもそのように自衛隊に組み込んでいく、こういうことも考えられている中で全く危険がないというわけにはないと思うわけでありませぬ。そうした点で見解を問うものであります。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 幸田町におきましては、町民の安全を確保するために国民保護法におきまして武力攻撃事態等においては幸田町国民保護計画に基づきまして、町民の協力を得つつ、国、県、ほかの機関と連携協力いたしまして町民の生命、身体及び財産を守るための措置を的確かつ迅速に実施していくものでございませぬ。先ほど御説明させていただきましたとおり、現在国会で平和安全法制については審議されておきまして、町に対しては情報提供というものがないため、引き続き国会での経過を注視してまいりたいと考えておりますので、幸田町の見解というものは控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほどの一括法案の中で7つの法律が地方自治体にも影響をしてくる、そういう中で本来攻撃をされていないのに海外に出かけて行って戦争をした場合、それが関係をしていくということは明らかであります。大変危険な法案であります。

○議長（浅井武光君） 発言者に申し上げます。残りゼロであります。お願いします。

13番、丸山千代子君の質問は終わりました。

これをもって、一般質疑を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

ここで報告をいたします。

幸田町に発令されました大雨土砂災害警報については、午後3時21分に解除されました。御報告をいたします。

次回は、9月14日月曜日、午前9時から再開をいたします。

本日、一般質問をされた方につきましては、議会だよりの原稿を9月17日木曜日までに事務局に提出をお願いいたします。

長時間にわたり、大変御苦労さまでした。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午後 4時03分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成26年9月9日

議 長

議 員

議 員